

◆入札説明書等に関する質問・意見に対する回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

基本協定書（案）

箇所	変更前（平成 25 年 3 月 1 日）	変更後（平成 25 年 4 月 16 日修正公表）
第 1 条	本事業の遂行者（以下、「P F I 事業予定者」という。）と甲との間で締結する、既存第一駐車場等の解体撤去業務、 <u>第一駐車場</u> 複合施設の設計、建設及び引渡業務、第二駐車場の大規模修繕業務、 <u>第一駐車場</u> 複合施設及び第二駐車場の維持管理及び運営業務、提案事業に関する業務並びにこれらに係る資金調達及び関連事項等に関する契約	本事業の遂行者（以下、「P F I 事業予定者」という。）と甲との間で締結する、既存第一駐車場等の解体撤去業務、複合施設の設計、建設及び引渡業務、第二駐車場の大規模修繕業務、複合施設及び第二駐車場の維持管理及び運営業務、提案事業に関する業務並びにこれらに係る資金調達及び関連事項等に関する契約
第 5 条 第 1 項	乙は、P F I 事業予定者をして、 <u>第一駐車場</u> 複合施設、第二駐車場及び関連社会資本の設計に係る業務を株式会社 に、既存第一駐車場等の解体撤去業務、 <u>第一駐車場</u> 複合施設の建設及び引渡業務、第二駐車場の大規模修繕業務及び関連社会資本の整備を株式会社 に、既存第一駐車場等の解体撤去、 <u>第一駐車場</u> 複合施設の建設及び第二駐車場の大規模修繕及び関連社会資本の整備に関する工事監理に関する業務を株式会社 に、 <u>第一駐車場</u> 複合施設及び第二駐車場の維持管理及び運営業務並びに自主事業に関する業務を株式会社 に、それぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、株式会社 、株式会社 、株式会社 及び株式会社 はそれぞれ前記業務を受託し、又は請け負うものとする。	乙は、P F I 事業予定者をして、複合施設の設計並びに第二駐車場の大規模修繕及び関連社会資本整備の計画に係る業務を【株式会社 】に、既存第一駐車場等の解体撤去業務、複合施設の建設、引渡業務、第二駐車場の大規模修繕業務及び関連社会資本整備業務を【株式会社 】に、既存第一駐車場等の解体撤去、複合施設の建設、第二駐車場の大規模修繕及び関連社会資本整備に関する工事監理に関する業務を【株式会社 】に、複合施設及び第二駐車場の維持管理及び運営業務並びに自主事業に関する業務を【株式会社 】に、それぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、【株式会社 】【株式会社 】【株式会社 】及び【株式会社 】はそれぞれ前記業務を受託し、又は請け負うものとする。
第 5 条 第 2 項	株式会社 、株式会社 及び株式会社 は、それぞれ <u>第一駐車場</u> 複合施設、第二駐車場及び関連社会資本の設計に係る業務、既存第一駐車場等の解体撤去業務、 <u>第一駐車場</u> 複合施設の建設及び引渡業務、第二駐車場の大規模修繕業務、関連社会資本の整備、及び既存第一駐車場等の解体撤去、 <u>第一駐車場</u> 複合施設の建設及び第二駐車場の大規模修繕及び関連社会資本の整備に関する工事監理業務について、甲と P F I 事業予定者との間で本件事業契約が締結された後、60 日以内に、本件事業の実施に支障のない期間内に、株式会社 は、 <u>第一駐車場</u> 複合施設及び第二駐車場の維持管理及び運営業務並びに自主事業に関する業務について業務開始予定日の 30 日前までに、それぞれ業務委託契約又は請負契約を締結するものとし、各契約締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。	【株式会社 】【株式会社 】及び【株式会社 】は、それぞれ複合施設の設計及び第二駐車場の大規模修繕、関連社会資本整備の計画に係る業務、既存第一駐車場等の解体撤去業務、複合施設の建設、引渡業務、第二駐車場の大規模修繕業務及び関連社会資本整備業務、並びに既存第一駐車場等の解体撤去、複合施設の建設、第二駐車場の大規模修繕及び関連社会資本整備に関する工事監理業務について、甲と P F I 事業予定者との間で本件事業契約が締結された後、【60】日以内に、本件事業の実施に支障のない期間内に、【株式会社 】は、複合施設及び第二駐車場の維持管理及び運営業務並びに自主事業に関する業務について業務開始予定日の【30】日前までに、それぞれ業務委託契約又は請負契約を締結するものとし、各契約締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。
第 6 条 第 1 項	甲及び乙は、本事業に関する本件事業契約を、本協定締結後、平成 年月 日を目処として、箕面市議会への本件事業契約にかかる議案提出日までに、甲と P F I 事業予定者との間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、本件事業契約の締結がなされる前に、乙の代表企業を含む構成企業が入札説明書「第 3」の「3」の「(2)」項の「①」に規定する「応募者の参加資格要件」に抵触し、又は同「②」に規定する「各業務を担う企業の参加資格要件」を満たさないことが判明した場合は、本件事業契約を締結しないことができる。	甲及び乙は、本事業に関する本件事業契約を、本協定締結後、平成 年月 日を目処として、箕面市議会への本件事業契約にかかる議案提出日までに、甲と P F I 事業予定者との間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、本件事業契約の締結がなされる前に、乙の代表企業を含む構成企業が入札説明書「第 3」の「3」の「(2)」に規定する「応募者の参加資格要件」に抵触し、又は同「(3)」項に規定する「 <u>応募者の業務遂行能力に関する</u> 資格要件」を満たさないことが判明した場合は、本件事業契約を締結しないことができる。
第 6 条 第 2 項	前項の本件事業契約は、箕面市議会 <u>の議決を経た後、箕面市長が P F I 事業者予定者に対し、本件事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生じるものとする。</u>	前項の本件事業契約は、箕面市議会 <u>における、本件事業契約の締結及び事業者を第一駐車場複合施設及び第二駐車場の指定管理者に指定する旨の議決を停止条件として、効力を生じるものとする。</u>
第 7 条 第 1 項	（設計に関する <u>打合せ</u> 等を含む。）	（設計に関する <u>打ち合わせ</u> 等を含む。）